



2025 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンテスト
代表者名 代表取締役兼経営執行役員社長 Group C00
津久井 幸一
(コード番号 6857 東証プライム)
問合せ先 執行役員 Co-CHO & Co-CCO
吉本 康志
(TEL: 03-3214-7500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 27 日に開催予定の当社第 83 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、株主の皆さまと建設的かつ実効的なエンゲージメントを図るためには、株主総会前の適切な情報提供が不可欠であると考えております。

この考えのもと、有価証券報告書と事業報告の一体開示を視野に入れるとともに、7 月下旬から 8 月上旬での定時株主総会の招集を可能にするため、以下「2. 変更の内容」の通り、定時株主総会の議決権の基準日を 5 月 15 日に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。 ②前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して <u>臨時に基準日</u> を定めることができる。	(定時株主総会の基準日) 第 11 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5 月 15 日</u> とする。 ②前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して <u>前項の基準日</u> を <u>別途</u> 定めることができる。
(株主総会の招集) 第 12 条 定時株主総会は毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時にこれを招集する。	(株主総会の招集) 第 12 条 定時株主総会は前条に規定する <u>基準日</u> から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時にこれを招集する。

以 上